

1. 営利事業者が確定申告する高速道路の ETC 料金については、使用者が作成する証明を証憑とする(財政部中区国税局-2014/11/17)
2. 営利事業者が売却する作業屑や廃材の収入の確定申告について(財政部北区国税局-2014/11/11)
3. 営利事業者が確定申告する手数料は、契約書に加え、仲介の事実を証明する資料も提示しなければならない(財政部北区国税局-2014/11/11)
4. 貸倒損失の計上については、税法の規定に従う必要がある(財政部中区国税局-2014/11/2)

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者が確定申告する高速道路の ETC 料金については、使用者が作成する証明を証憑とする
公表内容	虎尾稽徴所によると、2014 年 4 月 9 日に改正された営利事業所得税審査準則では、簡便化のため、営利事業者の従業員が出張に自動車で高速道路を利用した場合、その高速道路の電子料金收受システム(ETC)により支払った利用料は、使用者(出張者)が作成する証明により交通費として認定する規定を新たに追加した。本件について不明な点がある場合、当局のフリーダイヤル(0800-000321)への問い合わせ、または中区国税局のウェブサイト(http://www.ntbna.gov.tw)にて法令の検索が可能である。
公表日	2014/11/17

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が売却する作業屑や廃材の収入の確定申告について
公表内容	財政部北区国税局によると、営利事業所得税審査準則第 36 条により、営利事業者が作業屑や廃材を売却し収入がある場合、当年度の売上収入または売上原価の減算項目として計上する必要がある。 当局の説明では、製造業または加工業では、時折製造・加工中に作業屑が発生したり、製品の材料が変質、変形または損傷し、廃材が発生したりするが、このような作業屑や廃材の売却収入をどのように確定申告するかという問題がある。当局の例示によると、もし甲社が 2014 年 9 月に作業屑及び廃材の売却金額が合計 100 万元あったとすると、規定に基づき統一發票を発行するほか、2014 年度の営利事業所得税の確定申告時に、当該作業屑及び廃材の売却収入 100

	<p>万元は売上収入または売上原価の減算項目として計上しなければならない。当局の審査時に追徴課税及び所得税法第 110 条による処罰を避けるため、営利事業者に作業屑及び廃材の売却収入がある場合、当年度の売上収入または売上原価の減算項目として計上すべきことにつき、当局は注意喚起している。関連法定の規定に疑義がある、または不明な点がある場合、当局のウェブサイト (http://www.ntbna.gov.tw) にて法令の検索が可能である。または近所の管轄税務機関、または当局のフリーダイヤル(0800-000321)まで問い合わせが可能である。</p>
公表日	2014/11/11

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が確定申告する手数料は、契約書に加え、仲介の事実を証明する資料も提示しなければならない
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業所得税審査準則第 92 条では、手数料とは、営利事業者が仲介人、代理人または代理店を通じた会社の製品紹介または代理販売に対して支払う報酬である。従って、手数料の支払要否については、当該仲介人、代理人または代理店が実際に仲介業務を提供しているかどうかを判断することになり、実際に仲介業務を提供していない場合は、形式上は契約書や支払証明が具備されていたとしても、当該支出が本業に必要なまたは合理的な費用であるとするのは困難である。</p> <p>当局が、ある会社の 2011 年度営利事業所得税の確定申告を審査した際、当該会社が国外手数料 800 万余元を支払っているのを発見した。当該会社は形式要件として手数料に関する契約、銀行支払証明などを提示したが、仲介業務の事実に関する関連証明資料が提示できなかったため、当該国外手数料 800 万余元が否認され、追加徴税された。</p> <p>当局は、営利事業者が仲介人、代理人または代理店と仲介契約を締結している場合、後日の双方のやりとりについて仲介の事実を示す証明資料も備え、これにより資料不備による否認及び追加徴税を避けるよう注意喚起している。営利事業者に不明な点がある場合、当局のウェブサイト (http://www.ntbna.gov.tw) にて関連法令の検索が可能である。または、近所の管轄税務機関、または当局のフリーダイヤル(0800-000321)まで問い合わせが可能である。</p>
公表日	2014/11/11

公表元	財政部中区国税局
テーマ	貸倒損失の計上については、税法の規定に従う必要がある
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、営利事業者の売掛金、受取手形及び各債権について、債務者と「和解」により回収不能となる場合は、規定に基づき関連資料を取得することにより貸倒損失が計上できる。</p> <p>当局の説明では、管轄内の甲社の2012年度の営利事業所得税確定申告の審査において、3百萬元あまりの貸倒損失を計上していたが、当該部分は債務者との和解により回収不能となった一部の売掛金であることを発見した。会社は和解協議書があるということを主張したが、しかし当該和解協議書は会社と債務者との間の私的な和解書であり、営利事業所得税審査準則第94条第7款第1目の規定と合致しないことから否認された。</p> <p>当局は、営利事業者の債権の一部または全部が和解により回収不能となり、発生年度に貸倒損失を計上するためには、裁判所の和解記録または裁定書を具備しなければならず、あるいは、もし商業会または工業会の和解による場合は、商業会または工業会の和解記録を具備しなければならず、債権者と債務者との間の私的な和解協議書は貸倒損失の証明資料とはできないことを注意喚起している。上記の問題について疑問がある場合は、当局のフリーダイヤル(0800-000321)まで問い合わせることが可能である。</p>
公表日	2014/11/2

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	1/31	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告 (毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長)
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付
5/1	5/31	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付
9/1	9/30	1. 営利事業所得税の中間納税申告 2. 小売棚卸計算法の使用申請 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税納付
毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 の15 日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス| Tax 税務| Transactions トランザクション| Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001598

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan